

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）（本文）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	現行
<p style="text-align: center;">農地集積・集約化対策事業実施要綱</p> <p style="text-align: right;">農林水産事務次官依命通知</p> <p>制 定 平成26年2月6日付け25経営第3139号 改 正 平成26年3月31日付け25経営第3139号-1 改 正 <u>平成27年4月9日付け26経営第3247号</u></p> <p>第1・2 [略]</p> <p>第3 事業の内容</p> <p>1 農地中間管理機構事業 <u>機構を通じた担い手への農地の集積・集約化を促進するために必要となる次の事業に係る経費について、別記1により補助します。</u></p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 農地中間管理事業等推進事業 ア 都道府県推進事業 ※ <u>農地中間管理事業の推進のため都道府県が行う事業推進活動及び指導監督等の事業について補助金を交付します。</u> イ・ウ [略]</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>第4 事業の仕組み</p> <p>1 都道府県基金事業 (1) 第3の1の(1)、(3)のウ及び2の事業は、次により都道府県基金事業として実施します。 また、第3の1の(2)、(3)のア及びイ並びに3の(2)の事</p>	<p style="text-align: center;">農地集積・集約化対策事業実施要綱</p> <p style="text-align: right;">農林水産事務次官依命通知</p> <p>制 定 平成26年2月6日付け25経営第3139号 改 正 平成26年3月31日付け25経営第3139号-1</p> <p>第1・2 [略]</p> <p>第3 事業の内容</p> <p>1 農地中間管理機構事業 <u>担い手への農地の集積・集約化を促進するため、機構を設立し、農地の集積・集約化に取り組むために必要となる次の事業に係る経費について、別記1により補助します。</u></p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 農地中間管理事業等推進事業 ア 都道府県推進事業 <u>(1)の事業の実施に係る事業推進活動及び指導監督等の事業について補助金を交付します。</u> イ・ウ [略]</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>第4 事業の仕組み</p> <p>1 都道府県基金事業 (1) 第3の1の(1)、(3)のウ及び2事業は、次により都道府県基金事業として実施します。 また、第3の1の(2)、(3)のア及びイ並びに3の(2)の事</p>

業についても、平成25年度までに国から都道府県に対して交付された補助金により造成された事業資金を取り崩して実施する場合に限り、都道府県基金事業として実施することができます。

(2)～(4) [略]

2～5 [略]

第5 [略]

第6 都道府県基金事業の実施等

1・2 [略]

3 事業資金の管理

(1) [略]

(2) 都道府県は、第4の1の(3)により造成した事業資金については、その造成後において、事業資金間で流用をしてはならないものとします。

ただし、次に掲げる流用であって、当該流用について第6の4の(4)のイにより申請し、第6の4の(5)の承認を受けた場合は、この限りではありません。

ア 第3の1の(3)のア及びイの事業資金相互間の流用

イ 第3の1の(3)のウの事業資金からア又はイの事業資金への流用

ウ 第3の1の(1)又は(2)の事業資金から(3)のア又はイの事業資金への流用

エ 第3の2の(4)の事業資金から(1)、(2)又は(3)の事業資金への流用

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

4 都道府県基金事業計画の作成及び承認手続等

(1)・(2) [略]

(3) [略]

業についても、平成25年度までに国から都道府県に対して交付された補助金により造成された事業資金を取り崩して実施する場合に限り、都道府県基金事業として実施することができます。

(2)～(4) [略]

2～5 [略]

第5 [略]

第6 都道府県基金事業の実施等

1・2 [略]

3 事業資金の管理

(1) [略]

[新設]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

4 都道府県基金事業計画の作成及び承認手続等

(1)・(2) [略]

(3) [略]

(4) 都道府県事業

エ 都道府県知事は、機構計画、市町村計画及び台帳システム整備計画（以下「機構計画等」といいます。）の内容について、必要な調整を行った上で、それぞれの計画の内容が本実施要綱等に照らして適当と判断する場合は、都道府県（年度別）事業実施計画（別紙様式第7-1号。以下「都道府県計画」といいます。）を作成し、別紙様式第4号により、地方農政局長等へ承認の申請をしてください。特に、機構集積協力金交付事業の実施にあたっては、機構計画と市町村計画との整合について、留意してください。

イ 都道府県知事は、第6の3の（2）のただし書の流用を行おうとする場合には、別紙様式第7-1号に都道府県基金の事業資金活用計画書（別紙様式第7-2号）を添付して地方農政局長等へ承認の申請をしてください。

(5)・(6) [略]

(7) 機構計画等、都道府県計画及び都道府県基金の事業資金活用計画について、以下の変更が生じた場合は、（1）から（6）までの手続を準用してください。

ア 事業実施主体の変更

イ 第3の1、2及び3の（2）の事業ごとに事業費又は国庫補助金の3割を超える増減

ウ 第3の1、2及び3の（2）に掲げる事業の中止又は新規の実施

エ 第6の3の（2）のただし書の流用額の増加

5 [略]

6 都道府県基金事業の完了報告

(1)～(3) [略]

(4) 都道府県知事は、（1）から（3）までにより提出された事業完了報告書を取りまとめた上で、都道府県事業完了報告書（別紙様式第7-1号）を作成し、別紙様式第10号により都道府県基金事業を完了した日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに地方農政局長等へ報告してください。

なお、第6の3の（2）のただし書の流用を行った場合は、別紙様

(4) 都道府県事業

都道府県知事は、機構計画、市町村計画及び台帳システム整備計画（以下「機構計画等」といいます。）の内容について、必要な調整を行った上で、それぞれの計画の内容が本実施要綱等に照らして適当と判断する場合は、都道府県（年度別）事業実施計画（別紙様式第7号。以下「都道府県計画」といいます。）を作成し、別紙様式第4号により、地方農政局長等へ承認の申請をしてください。

[新設]

(5)・(6) [略]

(7) 機構計画等又は都道府県計画について、以下の変更が生じた場合は、（1）から（4）までの手続に準じて、地方農政局長等の承認を受けてください。

ア 事業実施主体の変更

イ 第3の1、2及び3の（2）の事業ごとに事業費又は国庫補助金の3割を超える増減

ウ 第3の1、2及び3の（2）に掲げる事業の中止又は新規の実施

[新設]

5 [略]

6 都道府県基金事業の完了報告

(1)～(3) [略]

(4) 都道府県知事は、（1）から（3）までにより提出された事業完了報告書を取りまとめた上で、都道府県事業完了報告書（別紙様式第10号）を作成し、都道府県基金事業を完了した日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに地方農政局長等へ報告してください。

式第7-1号に都道府県基金の事業資金活用完了報告書（別紙様式7-2号）を添付してください。

7 都道府県基金事業の中止又は廃止

(1) 都道府県基金事業に係る事業資金の廃止時期は、平成36年度とします。ただし、国の補助金等以外により造成された分については、この限りではありません。

(2) 都道府県は、都道府県基金事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けてください。

(3) 地方農政局長等は、(2)の承認をする場合、必要に応じて条件を付することができることとします。

8・9 [略]

第7・第8 [略]

第9 農地情報公開システム整備事業の実施等

1～4 [略]

5 事業資金の造成完了報告

(1) システム整備団体は、2の資金造成が完了したときは、農地情報公開システム整備事業資金造成完了報告書（別紙様式第18-1号。以下「事業資金造成完了報告書」といいます。）を作成し、経営局長へ報告してください。

(2) [略]

(3) また、事業資金の造成後の毎年3月31日現在において事業資金決算報告書（別紙様式第18-2号。以下「公開システム整備事業決算報告書」といいます。）を作成し、4月10日までに経営局長へ報告してください。

6 [略]

7 農地情報公開システム整備事業の中止又は廃止

(1) 農地情報公開システム整備事業に係る事業資金の廃止時期は平成28

7 都道府県基金事業の中止又は廃止

[新設]

(1) 都道府県は、都道府県基金事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けてください。

(2) 地方農政局長等は、(1)の承認をする場合、必要に応じて条件を付することができることとします。

8・9 [略]

第7・第8 [略]

第9 農地情報公開システム整備事業の実施等

1～4 [略]

5 事業資金の造成完了報告

(1) システム整備団体は、2の資金造成が完了したときは、農地情報公開システム整備事業資金造成完了報告書（別紙様式第18号。以下「事業資金造成完了報告書」といいます。）を作成し、経営局長へ報告してください。

(2) [略]

(3) また、事業資金の造成後の毎年3月31日現在において決算報告書を作成し、4月10日までに経営局長へ報告してください。

6 [略]

7 農地情報公開システム整備事業の中止又は廃止

[新設]

年度とします。

(2) システム整備団体は、農地情報公開システム整備事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ経営局長の承認を受けてください。

(3) 経営局長は、(2)の承認をする場合に応じて、必要に応じて条件を付すことができることとします。

8・9 [略]

第10・第11 [略]

第12 補助金の返還等

1 国は、本事業の実施に当たり、本要綱に定める要件を満たさないことが判明した場合、事業資金を造成していなかった場合、事業資金を本事業の実施に要する経費以外に使用した場合、事業を実施していなかった場合及び都道府県基金造成完了報告書、事業資金造成完了報告書、決算報告書、公開システム整備事業決算報告書、都道府県事業完了報告書、都道府県基金の事業資金活用完了報告書、機構事業完了報告書、市町村事業完了報告書、利子助成事業完了報告書、機構業務支援事業完了報告書、台帳システム整備事業完了報告書、農業委員会等事業完了報告書、農業会議事業完了報告書、都道府県支援事業完了報告書若しくは公開システム整備事業完了報告書の内容に虚偽があった場合又は全ての事業が完了した時点において事業資金に残余がある場合には、都道府県又は公募団体に対し、補助金を返還させる措置を講じるものとします。

2・3 [略]

4 国は、都道府県基金事業又は公開システム整備事業を適切かつ効率的に実施するため、都道府県又はシステム整備団体に対し、「補助金等により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）」に基づき、本事業に関して必要な報告を求め、又は指導監督を行うほか以下に掲げる場合には、都道府県又はシステム整備団体に当該残額を納付させることがあります。

(1) 事業資金の額が基金事業の実施状況等に照らして過大であると認め

(1) システム整備団体は、公開システム整備事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ経営局長の承認を受けてください。

(2) 経営局長は、(1)の承認をする場合に応じて、必要に応じて条件を付すことができることとします。

8・9 [略]

第10・第11 [略]

第12 補助金の返還等

1 国は、本事業の実施に当たり、本要綱に定める要件を満たさないことが判明した場合、事業資金を造成していなかった場合、事業資金を本事業の実施に要する経費以外に使用した場合、事業を実施していなかった場合及び都道府県基金造成完了報告書、事業資金造成完了報告書、決算報告書、都道府県事業完了報告書、機構事業完了報告書、市町村事業完了報告書、利子助成事業完了報告書、機構業務支援事業完了報告書、台帳システム整備事業完了報告書、農業委員会等事業完了報告書、農業会議事業完了報告書、都道府県支援事業完了報告書若しくは公開システム整備事業完了報告書の内容に虚偽があった場合又は全ての事業が完了した時点において事業資金に残余がある場合には、都道府県又は公募団体に対し、補助金を返還させる措置を講じるものとします。

2・3 [略]

4 国は、都道府県基金事業又は公開システム整備事業を適切かつ効率的に実施するため、都道府県又はシステム整備団体に対し、「補助金等により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）」に基づき、本事業に関して必要な報告を求め、又は指導監督を行うほか、本事業が完了する前であっても、同基準の3の(4)のアを準用し、使用見込みの低い事業資金があると認めるときは、都道府県又はシステム整備団体に当該残額を納付させることがあります。

られる場合

- (2) 第6の7の(1)及び第9の7の(1)に定めた基金事業若しくは事業資金の廃止時期が到来した場合
- (3) 使用見込みの低い事業資金があると認められる場合

第13 証拠書類の保管

都道府県、都道府県基金事業等、機構集積支援事業の事業実施主体及び公募団体は、都道府県基金造成計画、事業資金造成計画、都道府県計画、都道府県基金の事業資金活用計画、市町村計画、台帳システム整備計画、利子助成計画、機構業務支援計画、公開システム整備計画、農業委員会等事業計画、農業会議事業計画、都道府県支援計画、都道府県基金造成完了報告書、事業資金造成完了報告書、決算報告書、公開システム整備事業決算報告書、都道府県事業完了報告書、都道府県基金の事業資金活用完了報告書、市町村事業完了報告書、台帳システム整備事業完了報告書、利子助成事業完了報告書、機構業務支援事業完了報告書、公開システム整備事業完了報告書、農業委員会等事業完了報告書、農業会議事業完了報告書、都道府県支援事業完了報告書等の補助金の交付に関する証拠書類及び経理書類については、第6の9の(1)若しくは第9の9の(1)による都道府県基金事業若しくは公開システム整備事業の終了の年度又は第3の1、2、3若しくは4の事業の終了の年度の翌年度から起算して5年間(第3の2の事業に関連するものは10年間)保存してください。必要な場合には、これらの書類の確認をさせていただくことがあります。

第14 事業の着手

- 1 事業の実施については、補助金適正化法第6条第1項の交付の決定(以下「交付決定」といいます。)後に着手するものとします。

ただし、第3の1、2、3の(2)及び4の事業において地域の実情に応じた事業の円滑な実施を図る上で、交付決定前に着手する必要がある場合にあっては、都道府県及び公募団体(以下「都道府県等」といいます。)は、本事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから、あらかじめ地方農政局長等の適正な指導・助言を受けた上で、理由を明記した交付決定前着手届(別紙様式第22号)を地方農政局長等に提出することとします。

第13 証拠書類の保管

都道府県、都道府県基金事業等、機構集積支援事業の事業実施主体及び公募団体は、都道府県基金造成計画、事業資金造成計画、都道府県計画、市町村計画、台帳システム整備計画、利子助成計画、機構業務支援計画、公開システム整備計画、農業委員会等事業計画、農業会議事業計画、都道府県支援計画、都道府県基金造成完了報告書、事業資金造成完了報告書、決算報告書、都道府県事業完了報告書、市町村事業完了報告書、台帳システム整備事業完了報告書、利子助成事業完了報告書、機構業務支援事業完了報告書、公開システム整備事業完了報告書、農業委員会等事業完了報告書、農業会議事業完了報告書、都道府県支援事業完了報告書等の補助金の交付に関する証拠書類及び経理書類については、第6の9の(1)若しくは第9の9の(1)による都道府県基金事業若しくは公開システム整備事業の終了の年度又は第3の1、2、3若しくは4の事業の終了の年度の翌年度から起算して5年間(第3の2の事業に関連するものは10年間)保存してください。必要な場合には、これらの書類の確認をさせていただくことがあります。

第14 事業の着手

- 1 事業の実施については、補助金適正化法第6条第1項の交付の決定(以下「交付決定」といいます。)後に着手するものとします。

ただし、第3の1、2、3の(2)及び4の事業において地域の実情に応じた事業の円滑な実施を図る上で、交付決定前に着手する必要がある場合にあっては、都道府県及び公募団体(以下「都道府県等」といいます。)は、本事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから、あらかじめ地方農政局長等の適正な指導・助言を受けた上で、理由を明記した交付決定前着手届(別紙様式第22号)を地方農地局長等に提出することとします。

2・3 [略]

第15～第18 [略]

附 則（平成26年2月6日付け25経営第3139号）
[略]

附 則（平成26年3月31日付け25経営第3139号-1）
[略]

附 則（平成27年4月9日付け26経営第3247号）

1 この通知は、平成27年4月9日から施行します。

2 この通知による改正前の農地集積・集約化対策事業実施要綱の規定に基づき、平成26年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。ただし、第6の3の（2）、第6の4の（4）のイ及び（7）のエ、第6の5の（3）、第6の6の（4）及び第9の5の（3）については、この限りではありません。

2・3 [略]

第15～第18 [略]

附 則（平成26年2月6日付け25経営第3139号）
[略]

附 則（平成26年3月31日付け25経営第3139号-1）
[略]